

第2章 P T A安全の部

(共済契約者の範囲)

第5条 共済契約者は、鹿児島県内の単位P T Aの会長とする。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者は、単位P T Aの会員である保護者、教職員及び第7条で規定するP T A活動の支援者とする。

2 前項の者のほか、単位P T Aを組織する学校に在籍する児童生徒等の親族で、単位P T Aの会長より、第7条で規定するP T A活動への代理参加が事前に認められた者とする。

(共済金の支払対象となる活動及び災害)

第7条 共済金の支払対象となる活動は、P T Aが主催又は共催している行事、P T Aが参加を計画した学校行事並びに他の機関・団体の行事におけるP T A活動とし、災害とは、P T A活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病、障害若しくは死亡、又はP T A活動中に起きた突然死とする。

2 前項のP T A活動には、被共済者がP T A活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路も含むものとする。

3 本条第1項に掲げるP T A活動の例は、次の表のとおりとする。

活動区分	活動内容例
(1) P T Aが主催又は共催している行事	ア P T A行事 単位P T Aの総会、役員会、委員会、学級P T A、地域P T A、研修会や市町村・県・九州・全国段階のP T A行事等 イ P T Aが計画・実施する諸行事 奉仕作業、キャンプ、水泳、スポーツ大会、山のぼり、親子ソフト、交通安全指導、水泳監視、通学路点検、生活指導、土曜日の補習等
(2) P T Aが参加を計画した学校行事	子どもの健全育成のためにP T Aが積極的に参加する学校行事 運動会、学習発表会、体育祭、授業参観、教育懇談会等 (教職員は除く。)
(3) P T Aが参加を計画した他の機関・団体の行事	P T Aが計画し、参加する他の機関・団体の行事 市町村体育協会、町内会、青年団、地域女性団体などが企画するスポーツ大会やレクリエーション行事等

(共済契約の締結の手續及び会費の收受等)

第8条 共済契約を締結しようとする単位PTAの会長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書(第1号様式)に所要事項を記入し、当会に提出しなければならない。

なお、共済契約申込書を当会が受け付けた日をもって共済契約締結日とする。

- 2 単位PTAの会員については、全員加入を原則とする。
- 3 本条第1項により共済契約を締結した単位PTAの会長(以下「PTA安全の部の共済契約者」という。)は、各年度の4月1日より6月30日までの間に、共済加入申込書(第2号様式の1)及び共済加入確認書(第2号様式の2)を当会に提出するとともに、会費を当会が指定する払込取扱票(受領証を含む。)で振り込むものとする。
- 4 PTA安全の部の共済契約者は、加入者名簿を作成し保管しなければならない。
- 5 会費の額は単位PTAごとに、PTA戸数に教職員数及び支援者数を加えた数に100円を乗じた額とする。
- 6 当会は、PTA安全の部の共済契約者より会費を受領したときは、これに対して、共済加入確認書を交付する。なお、共済加入確認書の記載事項については、第28条に規定する。

(被共済者の異動)

第9条 PTA安全の部の共済契約者は、6月30日までの会費振込後に被共済者の追加加入を申し込む場合は、追加共済加入申込書(第2号様式の3)及び追加共済加入確認書(第2号様式の4)を当会に提出するとともに、会費の全額を振り込むものとする。

2 会費振込後に被共済者が異動した場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 県外への転出者は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。
- (2) 県内転出者は、引き続き当該年度末まで被共済者としての資格を有するものとする。

ただし、転出先の単位PTAが共済契約を締結していない場合は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

3 前項の異動が生じた場合は、PTA安全の部の共済契約者は、異動届出書(第14号様式の1)を遅滞なく当会に提出するものとする。

(共済金の受取人)

第10条 共済金の受取人は、被共済者とする。ただし、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の法定相続人とする。

(共済金支払の制限)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払わないものとする。

- (1) 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- (2) P T A安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意又は重大な過失の場合
- (3) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- (4) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- (5) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故の場合
 - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ② アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (6) 細菌性食中毒を除く食中毒の場合
- (7) 地震、津波、噴火、法定伝染病などによる場合
- (8) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

(共済金の区分及び額)

第12条 当会は、被共済者が、共済期間中に第7条に規定するP T A活動中に災害を被った場合は、一災害につき、次の表に掲げる共済金の区分のうち、一区分の共済金を支払うものとする。

活動区分	共済金の区分	補償内容		共済金額
P T A活動中の災害によるもの	死亡共済金	P T A活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合及びP T A活動中に突然死した場合		200万円
	障害共済金	P T A活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合		別表1に定める等級に応じた額
	負傷共済金	入院	P T A活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院した場合	1日3,200円×入院実日数 (注)180日を限度とする。
		通院	P T A活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で通院した場合	1日2,500円×通院実日数 (注)90日を限度とする。
P T A活動中の交通事故（自損事故は除く。）によるもの	死亡共済金	P T A活動中の交通事故が直接の原因で死亡した場合		100万円
	障害共済金	P T A活動中の交通事故が直接の原因で後遺障害が生じた場合		別表1に定める等級に応じた額
	負傷共済金	入院	P T A活動中の交通事故が直接の原因で入院した場合	1万3千円（1回限り）
		通院	P T A活動中の交通事故が直接の原因で通院した場合	1万円（1回限り）

2 前項の規定に関わらず、一災害の共済金の支払限度額は、2,000万円とする。

一災害に複数の被共済者がいる場合で、個々人の共済金の支払額の合計が2,000万円を超える場合は、次の算式によって算出した共済金の額で支払うものとする。

$$1 \text{ 人当たりの共済金額} \times \frac{2,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 人当たりの共済金額の合計}} = \text{共済金支払額 (千円未満は切捨て)}$$

(注) 1人当たりの共済金額は、前項により算出した共済金の額とする。

(災害の届出)

第13条 被共済者が第7条に規定する災害を被った場合は、PTA安全の部の共済契約者は、災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書（第3号様式の1）に行事計画書を添えて、当会に届け出なければならない。

2 当会が、災害報告書を受理した場合は、遅滞なく災害報告書の受理通知書（第3号様式の2）をPTA安全の部の共済契約者に交付するものとする。

(共済金の請求)

第14条 共済金の受取人は、次の表に掲げる共済金の区分に応じた期間内に、PTA安全の部の共済契約者を經由して共済金を請求するものとする。

共済金の区分	請求権発生日	請求期間
死亡共済金	死亡した日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
障害共済金	医療行為が完了し、症状が固定した日 ただし、災害が発生した日から3年を経過しても症状が固定しない状態にある場合は、災害発生日以降3年を経過した日	
負傷共済金	入院 治療完了日又は入院実日数が180日に達した日のいずれか早い日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
	通院 治療完了日又は通院実日数が90日に達した日のいずれか早い日	

2 前項の請求においては、共済金の区分に応じ、共済金支払請求書（第7号様式）に、次の表に掲げる書類を添えて提出するものとする。

提出書類 共済金の区分	診断書 (第6号様式)	死亡報告書 (第4号様式)	死亡診断書又は死体検案書の写し	障害報告書 (第5号様式)	障害診断書及び障害の程度の証明書	その他当会が必要と認めるもの
死亡共済金		○	○			○
障害共済金	○			○	○	○
負傷共済金	○					○

3 障害共済金については、災害が発生した日から6か月を経過しても、なお、負傷又は疾病の医療行為が継続している場合は、治療経過を証明する診断書（第6号様式）を提出するものとする。

（共済金の支払）

第15条 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、審査会において、第12条に基づき共済金支払の可否及び支払う共済金額等を審査し、決定する。

2 当会は、共済金支払請求書を受理した日から、その日を含めて60日以内に、PTA安全の部の共済契約者に支払の可否を文書で通知するとともに、共済金を共済金の受取人に送金する。